



厚生労働省

岐阜労働局

Press Release

報道関係者各位

平成29年8月7日
照会先
岐阜労働局労働基準部
賃金室
室長 奥谷 真児
賃金指導官 安藤 行広
電話 058-245-8104

最低賃金額を800円に

－岐阜地方最低賃金審議会が24円の引上げを答申－

- 1 本日、岐阜地方最低賃金審議会（会長 藤良寛）は、岐阜県最低賃金（昭和55年岐阜労働基準局最低賃金公示第4号）の最低賃金額を現在の1時間776円から800円（引上げ額24円、引上げ率3.09%）に引き上げるよう岐阜労働局長（局長 稲原俊浩）に答申した。
なお、引上げ額24円は、本年7月27日に中央最低賃金審議会が答申した「平成29年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安」どおりであり、また、平成14年の時間額表示一本化後、過去最大である。
- 2 岐阜県最低賃金は、岐阜県内の全事業場（約7万）及びそこで働く全ての労働者（パート、アルバイトを含め約76万人）に適用される。
- 3 今後、異議申出手続きなどを経て、最短で平成29年10月1日から改正発効の予定。
最低賃金額を答申どおり引上げた場合、推計で2万5千人以上の労働者の賃金引上げが必要となる。
- 4 最低賃金、賃金引上げに向けては、業務改善助成金、キャリアアップ助成金などの支援策が準備されており、特にキャリアアップ助成金については、最低賃金の改正に伴う義務的な賃金引上げについても改正発効前に手続きをすれば助成金の支給を受けることができる（チラシ参照）。

添付資料 答申文写し
岐阜県最低賃金の推移
チラシ